

## 平成29年度「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく標茶町の調達方針

### 第1 目的

障がい者が就労によって地域において経済的に自立し、安定した生活を送るためには、障がい者雇用を推進するための仕組みを整えるとともに、障がい者が就労する施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）に対する需要の促進を図り、当該施設等の仕事の受注確保が重要である。

このため、標茶町においては、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）（以下「法」という。）に基づき、障がい者が就労する施設等からの物品等の調達の一層の推進を図ることを目的として、本方針を定める。

### 第2 この方針の適用範囲

この方針の適用範囲は、各課（室）、教育委員会事務局、議会事務局等の全ての所管とする（以下「各課等」という。）。

### 第3 調達方針

#### 1 対象となる施設等

本方針の対象となる施設等は、その所在地又は住所が標茶町内にある、法第2条第4項で規定する以下の施設等（以下「障害者就労施設等」という。）とする。

##### （1）障害者就労施設

- ・障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第5条第11項に規定する施設）
- ・地域活動支援センター（障害者総合支援法第5条第25項に規定する施設）
- ・障害福祉サービス事業を行う施設（障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設。同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。就労継続支援を行う事業所には、障害者総合支援法に基づく指定障害者福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年9月29日厚生労働省令第171号）第203条に規定する基準該当就労継続支援B型事業所及び第94条に規定する基準該当生活介護事業所を含む。）
- ・小規模作業所（障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- ・特例子会社（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）（以下「障害者雇用促進法」という。）第44条第1項の認定に係る同項に規定する子会社の事業所）
- ・重度障害者多数雇用事業所（法施行令第1条第2号に定める事業所）

(2) 在宅就業障害者（障害者雇用促進法第 74 条の 2 第 3 項第 1 号に規定する者）

(3) 在宅就業支援団体（障害者雇用促進法第 74 条の 3 第 1 項に規定する団体）

## 2 調達を推進する物品等

各課等は、障害者就労施設等へ調達実績のある物品及び役務等について引き続き積極的な調達を行うとともに、障害者就労施設等からの調達実績のない物品等の調達も検討するなどして、できる限り幅広い分野から調達するよう努める。

## 3 物品等の調達目標

標茶町は、町全体での障害者就労施設等からの物品等の調達実績額又は調達実績件数が前年度の実績を上回ることを目標とする。

なお、目標達成の指標として用いる実績額には、地方公共団体の物品又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受けた調達の実績額を含めないものとする。

## 4 物品等の調達推進のための具体的方策

前項の目標の達成に向け、保健福祉課及び各課等は次のことに取り組む。

### (1) 保健福祉課が取り組むこと

#### ア 庁内の制度周知

事務局として、庁内の関係各課等に対し障害者就労施設等からの調達を推進するための制度周知及び呼びかけを行うものとする。

#### イ 障害者就労施設についての情報の収集・更新

障害者就労施設における提供可能な物品や役務等の情報を収集・更新するとともに、リスト化して各課等が閲覧可能な状態を整備する。

#### ウ 各部局等への助言

各部局が物品等の調達を検討する際の相談窓口となり、必要があれば各課等と障害者就労施設との間の調整を行う。

### (2) 各課等が取り組むこと

#### ア 随意契約制度の活用

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び第 3 号に基づく随意契約制度を積極的に活用し、障害者就労施設等からの調達を推進する。

#### イ 調達に際しての配慮等

障害者就労施設等からの調達が可能になるように、納期、発注量を考慮するとともに、障害者就労施設等に対して性能、規格等必要な事項等について、懇切丁寧に説明する。

## 5 障害者就労施設等からの調達推進に当たっての配慮

各課等は、前項の方策の推進に当たり、次の点について配慮する。

- ・物品等の調達に際しては、透明性・公平性の一層の確保に努める。
- ・国、道及び町の調達に関する他の施策との調和を図る。

6 調達実績の公表

標茶町は、年度終了後、物品等の調達の実績を取りまとめ、その概要を公表する。

7 庁舎内のスペースの活用

標茶町は、所有する施設のスペースを活用した障害者就労施設等の物品販売や就労の場の拡充について積極的に検討する。